

モバイル建築を活用した災害時における応急仮設住宅等の建設に関する協定書

(趣旨)

第1条 本協定は、松阪市(以下「甲」という。)が災害により被災した際に、モバイル建築を活用した避難所及び応急仮設住宅等(以下「モバイル建築による住宅等」という。)の建設に関して、一般社団法人日本モバイル建築協会(以下「乙」という。)に協力を求めるに当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
(1) モバイル建築 完成した建築物を解体せずに容易に基礎から分離し、ユニット単位でクレーン等を用いて吊り下げトラック等に積載し目的の場所に輸送し、迅速に移築することを繰り返し行うことができる構造を有する建築物の総称をいう。
(2) 災害時における避難所及び応急仮設住宅等 災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項第1号に規定する避難所、応急仮設住宅及びその他甲の災害対策に必要な仮設建築物をいう。

(要請の手続)

第3条 モバイル建築による住宅等の建設を進めるに当たり、甲は乙に協力の要請を行うものとする。
2 甲は、前項のモバイル建築による住宅等の建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である建設業者(以下「会員業者」という。)をあっせんするとともに、その他モバイル建築による住宅等の確保に必要な業務につき甲に協力するものとする。

(住宅等の建設)

第5条 乙のあっせんを受けた会員業者は、甲の要請に基づきモバイル建築による住宅等の建設を行うものとする。
2 会員業者は、前項のモバイル建築による住宅等の建設に当たって、三重県暴力団排除条例及び同条例に基づく規則を遵守するものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 会員業者が前条のモバイル建築による住宅等の建設に要した費用は、甲が負担するものとする。
2 甲は、会員業者のモバイル建築による住宅等の建設終了後検査をし、これを確認したときは会員業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 本協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては松阪市防災対策課、乙においては一般社団法人日本モバイル建築協会危機管理センターとする。
2 甲は本協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙は甲の調整の下で会員業者との連絡体制をとるものとする。

(報告)

第8条 乙は、モバイル建築による住宅等の建設について協力できる建設能力等の状況について毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲又は乙が必要と認めた場合は、会員業者に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、本協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

(有効期間及び更新)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月末日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかからもこの協定を解除又は改定する意思表示がないときは、同一条件で更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は記名押印の上、各自1通を保管する。

令和5年3月28日

甲 三重県松阪市殿町1340番地1
松阪市

市長

竹上 真人



乙 東京都千代田区内神田二丁目12番1号
一般社団法人日本モバイル建築協会

代表理事

長坂 俊成

